

意見書（案）第8号

刑法に不同意性交等罪を規定することを求める意見書

上記の意見書（案）を別紙のとおり提出する。

令和3年3月29日

三鷹市議会議長 石井良司様

提出者	三鷹市議会議員	野村羊子
賛成者	〃	嶋崎英治
〃	〃	伊沢けい子

刑法に不同意性交等罪を規定することを求める意見書

2020年6月から、法務省では、刑法改正に向け、性犯罪に関する刑事法検討会が設置された。しかし残念ながら、不同意性交等罪の創設、犯罪が成立するための要件に「不同意」を盛り込むという方向にはならないまま、年度内には方向性が決まりそうな状態だという。

今回の刑法改正については、2020年9月、日本学術会議も提言を出している。性犯罪規定について同意の有無を中核とする規定に改めることを最優先課題として取り組むべきであること、そのため「暴行又は脅迫」及び「抗拒不能」を犯罪成立の構成要件から外すこと、国際比較からして極めて低い13歳という性交同意年齢は16歳にまで引き上げられるべきであることなどである。

現行の刑法では、性暴力に苦しむサバイバーの大半が「あなたに起きたことは犯罪ではない」とみなされている。同意なく、無理やり行われる性行為は暴力である。しかし、日本の刑法ではこれまで暴行・脅迫に抵抗できなかったこと、あるいはとても抵抗できる状態ではなかったことが証明できなければ、犯罪とは認められてこなかった。怖くて抵抗できなかっただけなら犯罪ではないとするのではなく、相手の同意のない性的行為をしてはいけない犯罪だとすることが求められている。

イギリス、ドイツ、デンマーク、アメリカ・カリフォルニア州、カナダ、台湾など、各国は不同意の性行為を性犯罪とする法律をつくっている。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、下記の事項を強く求める。

記

- 1 暴行・脅迫要件、抗拒不能要件を見直して不同意性交等罪を創設すること。具体的には威迫、不意打ち、偽計、欺罔、監禁、無意識、薬物、洗脳、恐怖、障がい、疾患などに加えて、「その他意思に反した性的行為」を要件に入れること。
- 2 「暴行又は脅迫」及び「抗拒不能」を犯罪成立の構成要件から外し、あくまで「同意の有無」を判断基準として、これらの要件については刑罰を重くすること。
- 3 性交同意年齢を16歳まで引き上げること。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和3年3月29日

三鷹市議会議長 石井良司